

## 独立行政法人国立大学財務・経営センター特任職員の就業に関する規則

平成23年3月1日  
制 定

### (目的)

第1条 この規定は、独立行政法人国立大学財務・経営センター就業規則(以下、「就業規則」という。)第3条ただし書きの規定に基づき、期間を定めて雇用する常勤の職員(以下「特任職員」という。)の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (特任職員の定義)

第2条 特任職員とは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して行うことが特に必要と認める業務に雇用する者をいう。

### (就業に関する特例)

第3条 特任職員の就業に関する事項については、この規則に定めるところによるほかは、就業規則の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、特任職員には、就業規則第24条、第31条及び第82条の規定は準用しない。

### (雇用期間)

第4条 特任職員の雇用期間は、最初の採用日から起算し3年を超えない範囲内で理事長が定める。

### (特任職員に支給する給与)

第5条 特任職員に支給する給与は、俸給、地域手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 前項の給与には、独立行政法人国立大学財務・経営センター職員給与規則(以下、「給与規則」という。)第12条に規定する管理職手当相当額を含むものとする。

3 俸給は、当該職員が従事する業務内容等に基づき、その者の経験及び能力に応じて理事長が決定する月額給とする。

4 地域手当は、給与規則第13条の規定を準用し、支給する。

5 通勤手当は、給与規則第15条の規定を準用し、支給する。

6 管理職員特別勤務手当は、給与規則第20条の規定を準用し、支給する。

7 期末手当は、給与規則第21条の規定を準用し、支給する。

8 勤勉手当は、給与規則第22条の規定を準用し、支給する。

9 第1項の給与は、給与規則第2条、第3条、第4条、第19条、第24条、第27条及び第28条の規定を準用し、支払う。

(定年年齢を超えた者の雇用の特例)

第6条 特任職員で、理事長が必要と認めた者にあつては、就業規則第22条第2項に規定する定年の年齢を超えて雇用することができる。

2 第3条第1項の規定にかかわらず、前項の規定により雇用された特任職員については、第20条第2号、第22条及び第23条の規定は準用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年3月1日から施行する。